

中核的労働要求事項に関する方針

尾鷲林政推進協議会 おわせ森林管理協議部会は、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言（1998 年）に基づく FSC 中核的労働要求事項の適用にあたり、国内法令によって定められている権利及び義務を十分に考慮し、以下の方針を遵守する。

1. 児童労働の禁止

法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。又、18 歳未満の従業員に危険有害業務に従事させず、時間外や休日、深夜労働をさせません。

2. 強制労働の禁止

あらゆる就業形態において、不当な労働を強制しません。

3. 雇用及び職業における差別の排除

基本的人権を尊重し、国籍、人権、出身地、性別、信条、疾病、傷害などによる差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど人権を無視する行為を行いません。

4. 結社の自由及び団体交渉権の尊重

法令に基づき、結社の自由及び団体交渉権を尊重します。又、労働団体とは誠意をもって交渉し、合意に達するために最善の努力を行います。

2022 年 11 月規程